

世帯と人口
3月1日現在

前月比
人口 298,234 (-441)
男 148,050 (-240)
女 150,184 (-201)
世帯数 131,918 (-251)
(住民基本台帳による)

広聴電話



この電話は夜間・休日でも
利用できます。



発行 東京都豊島区 豊島区東池袋1-18-1 電話番号 [981] 1111-170 編集 企画部広報課

新聞紙上等で、保育料改定の問題が話題となっております。区でも、現在、23区共同で特別区保育審議会を設けて、保育料を今後改善充実していく中で、保育料をどうしたらよいかについて、審議がすすめられております。

ところで、保育園がどういう目的で、どんなしくみによっているかを存じない方が意外に多いようです。また、費用の負担区分も保護者、国、都、区と複雑にからみ合っているため、「層わかれ」のものとなつております。

そこで、今回、保育園と保育に要する費用など、そのあらましについてお知らせいたします。

保育園の入園申込みは、年間を通して福祉事務所で受け付けてあります。

しかしながら、年別に定員がきまってること、居住地と通園距離との関係、または保育園の定員に比べて入園希望者が多いことなどの理由で、入園率は、かなりきびしい状態となつております。

この電話は夜間・休日でも利用できます。

保育園と保育園審議会を設けて、保育料を今後改善充実していく中で、保育料をどうしたらよいかについて、審議がすすめられております。

ところで、保育園がどういう目的で、どんなしくみによっているかを存じない方が意外に多いようです。また、費用の負担区分も保護者、国、都、区と複雑にからみ合っているため、「層わかれ」のものとなつております。

そこで、今回、保育園と保育に要する費用など、そのあらましについてお知らせいたします。

保育園とは、児童福祉法第三十九条で「日日保護者の委託を受け、保育に欠けるその乳幼児または幼児を保育することを目的とする施設である」と定められています。

保護者が、労働に従事したり疾病にかかるため、その児童の監護ができない場合に、保護者が代わって児童を保育するところが保育園で、最近、特に婦人労働の一般化に伴い、その必要性がますます強くなっています。

また、保育園と幼稚園は、一般に混同して理解されているようですが、幼稚園というのは、学校教育法で定められた「学校」の一種であり、「幼稚教育」の一環として設けられたもので、入園の方法、保育料の内容についても本質的に異つたものです。

要するに、保育園というのは、乳幼児が保育に欠ける場合に限り、保護者にかわって一定時間内

保育するところで、生活が苦しむとか、しつけをよくするためにどうなされたのです。

○保育に欠ける場合は……

それでは、保育に欠けるというのは、どんな場合なのでしょうか。

保育に欠ける場合、どういふのは、児童の母親が、次のいずれかに該当し、父親の他の同居の親族がその児童の保育に当たることができない場合です。

(1)母親が、日中、居宅外で労働することを常態としているため保育ができない。

(2)母親が、日中、自家で家事以外の生計を維持するため労働を常態としているため保育ができない。

(3)母親が死亡、行方不明等の理由でいない。

(4)母親が出産、病気、或は身体に障害があるため保育ができない。

(5)その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、母親が高齢、その看護に従事しなければならないため保育ができない。

保育園とは、児童福祉法第三十九条で「日日保護者の委託を受け、保育に欠けるその乳幼児または幼児を保育することを目的とする施設である」と定められています。

保護者が、労働に従事したり疾

病にかかるため、その児童の監護ができない場合に、保護者

が代わって児童を保育するところが保育園で、最近、特に婦人労働

の一般化に伴い、その必要性がますます強くなっています。

また、保育園と幼稚園は、一般に混同して理解されているよう

ですが、幼稚園というのは、学校教

育法で定められた「学校」の一種

であり、「幼稚教育」の一環として

設けられたもので、入園の方法、

保育料の内容についても本質的に

異つたものです。

要するに、保育園というのは、

乳幼児が保育に欠ける場合に限り、保護者にかわって一定時間内

保育園と保育料



○入園できない児童が
九百余名も

本区では、昭和三十六年に東京都から保育事業が移管されたときには、わずかに二箇に過ぎなかったのですが、毎年、保育園建設に努力した結果、今日では、区立保育園數二十七箇（収容定員117名）で、私立保育園數十一箇（収容定員97名）を併せ、三十八箇（収容定員3,897名）となっています。しかし、今でも入園できない児童が九百余名もあります。

○働く婦人の増大等で
急増する入園希望者

近年、働く婦人の増大、核家族化その他の社会情勢から保育需要が高まるとともに、保育園が普及化を図る結果、いわゆる「供給需要を呼ぶ」という現象によれば、新たに入園希望者が増え、昔に比べて競争率となっているわけです。

区においては、きびしい財政状況の今日でも、区民の皆様の協力とご理解をいただきつゝ、あらゆる困難を克服し、保育園の建設に努力しなければならないと考えております。

○義務づけられて
必要な費の徴収

保育料といふのは、保育園を運営するに必要な費用を、保護者が徴収するもので、児童福祉法第五六条では「保育園の運営に必要な経費は、区長が保護者から徴収しなければならない」と定められ、区長が徴収することを義務

づけられております。いわゆる受

益者負担の原則がとられているわ

けです。

○保護者の所得に応じて定めら

れています。つまり、保

護者たちは一部を負担できないとき

は、国、都、区が代って負担する

ことになっています。

しかし、保護者がこの費用の全額または、かかる費用の全額を負担することができないときは、自己の負担能力に応じた額を支払うという応能負担の原則がとられています。

実務上は、課税階層区分によつて徴収基準が定められています。

表1は、階層別保育料を表わすも

のですが、これは国基準と区の

定めた基準とあります。

国基準とくらべて、入園後の児童の保護について、区の定めた基

準を維持するための費用を対象に

最高は、その費用の全額（保育単価）から最低は無料まで、それぞれ保護者の所得に応じて定められ

ているものです。

○区(都)の財源投入二億円に

国基準に比べて、区基準がはるかに低くなっているのは、昭和三

十九年度には両基準とも殆んど同

額であったものが、保育園運営經費が増えるに従つて、国基準の保

育料が高くなつたのに對して、区

基準は、保護者の負担を少しでも

軽減するために、物価の高騰

金の上昇等經濟状勢の変化にも

かわらず、今まで十一年の間保

育料を据えおいてきたからです。

このため区(都)の財源投入は

年々増大し、昭和四十九年度では

二億円余に達しています。

(1)實につけます

○保育園の現状

この現状、福祉事務所で

は、その家庭状況を調査して、保

育に欠ける程度の高い児童から頗

るに困さざることになつております。

○保護者の所得に応じて定めら

れています。

しかし、保護者がこの費用の全額または、かかる費用の全額を負

担することができないときは、自

己の負担能力に応じた額を支払う

という応能負担の原則がとられて

いるわけです。

実務上は、課税階層区分によつて徴収基準が定められています。

表1は、階層別保育料を表わすも

のですが、これは国基準と区の

定めた基準とあります。

国基準とくらべて、入園後の児

童の保護について、区の定めた基

準を維持するための費用を対象に

最高は、その費用の全額（保育単

価）から最低は無料まで、それぞ

れ保護者の所得に応じて定められ

ているものです。

○区(都)の財源投入二億円に

国基準に比べて、区基準がはる

かに低くなっているのは、昭和三

十九年度には両基準とも殆んど同

額であったものが、保育園運営經

費が増えるに従つて、国基準の保

育料が高くなつたのに對して、区

基準は、保護者の負担を少しでも

軽減するために、物価の高騰

金の上昇等經濟状勢の変化にも

かわらず、今まで十一年の間保

育料を据えおいてきたからです。

このため区(都)の財源投入は

年々増大し、昭和四十九年度では

二億円余に達しています。

(1)實につけます

○保育園の現状

この現状、福祉事務所で

は、その家庭状況を調査して、保

育に欠ける程度の高い児童から頗

るに困さざることになつております。

○保護者の所得に応じて定めら

れています。

しかし、保護者がこの費用の全額または、かかる費用の全額を負

担することができないときは、自

己の負担能力に応じた額を支払う

という応能負担の原則がとられて

いるわけです。

実務上は、課税階層区分によつて徴収基準が定められています。

表1は、階層別保育料を表わすも

のですが、これは国基準と区の

定めた基準とあります。

国基準とくらべて、入園後の児

童の保護について、区の定めた基

準を維持するための費用を対象に

最高は、その費用の全額（保育単

価）から最低は無料まで、それぞ

れ保護者の所得に応じて定められ

ているものです。

○区(都)の財源投入二億円に

国基準に比べて、区基準がはる

かに低くなっているのは、昭和三

十九年度には両基準とも殆んど同

額であったものが、保育園運営經

費が増えるに従つて、国基準の保

育料が高くなつたのに對して、区

基準は、保護者の負担を少しでも

軽減するために、物価の高騰

金の上昇等經濟状勢の変化にも

かわらず、今まで十一年の間保

育料を据えおいてきたからです。

このため区(都)の財源投入は

年々増大し、昭和四十九年度では

二億円余に達しています。

(1)實につけます

○保育園の現状

この現状、福祉事務所で

は、その家庭状況を調査して、保

育に欠ける程度の高い児童から頗

るに困さざることになつております。

○保護者の所得に応じて定めら

れています。

しかし、保護者がこの費用の全額または、かかる費用の全額を負

担することができないときは、自

己の負担能力に応じた額を支払う

という応能負担の原則がとられて

いるわけです。

実務上は、課税階層区分によつて徴収基準が定められています。

表1は、階層別保育料を表わすも

のですが、これは国基準と区の

定めた基準とあります。

国基準とくらべて、入園後の児

童の保護について、区の定めた基

準を維持するための費用を対象に

最高は、その費用の全額（保育単

価）から最低は無料まで、それぞ

れ保護者の所得に応じて定められ

ているものです。

○区(都)の財源投入二億円に

国基準に比べて、区基準がはる

かに低くなっているのは、昭和三

十九年度には両基準とも殆んど同

額であったものが、保育園運営經

費が増えるに従つて、国基準の保

育料が高くなつたのに對して、区

基準は、保護者の負担を少しでも

軽減するために、物価の高騰

金の上昇等經濟状勢の変化にも

かわらず、今まで十一年の間保

育料を据えおいてきたからです。

このため区(都)の財源投入は

年々増大し、昭和四十九年度では

二億円余に達しています。

(1)實につけます

○保育園の現状

この現状、福祉事務所で

は、その家庭状況を調査して、保

育に欠ける程度の高い児童から頗

るに困さざることになつております。

○保護者の所得に応じて定めら

れています。

保育園にかかる費用
★運営経費の不足分は
保育園を運営していくための必要な経費は、先にも述べましたように、原則としてその保護者が負担することになりますが、その負担の能力に応じて軽減されたりますので、その運営の経費の不足分は、国と都・区が認定で賄っているわけです。

そこで問題となりますのは、表2を見るとわかるように、保育園を運営していく経費は、これだけでよいと決めた、国の基準(保育園)が、実際いかかる費用に比べて、非常に低く見受けられているということです。

★都・区の超過負担の原因は
保育園運営のうち、税金で賄われる部分の負担割合は都が8・10、都1・10、区1・10と決めておりましたが、国の負担額は、実際だけあって、なかなか算出されていません。そのため、財政を圧迫しております。

しかし一方では、保育園の増設や保育内容の改善など、緊急な多くの課題が山積している状態であります。

保育園にかかる費用

★運営経費の不足分は

保育園を運営していくための必要な経費は、先にも述べましたように、原則としてその保護者が負担することになりますが、

その負担の能力に応じて軽減されたりますので、その運営の経費の不足分は、国と都・区が認定で賄っているわけです。

そこで問題となりますのは、表

2を見るとわかるように、保育園を運営していく経費は、これだけでよいと決めた、国の基準(保育園)が、実際いかかる費用に比べて、非常に低く見受けられています。

★運営経費の不足分は

実際にかかっている費用との差は、すべて都・区にとって余分な負担となってしまいます。いわゆる超過負担と呼ばれているのがこれです。

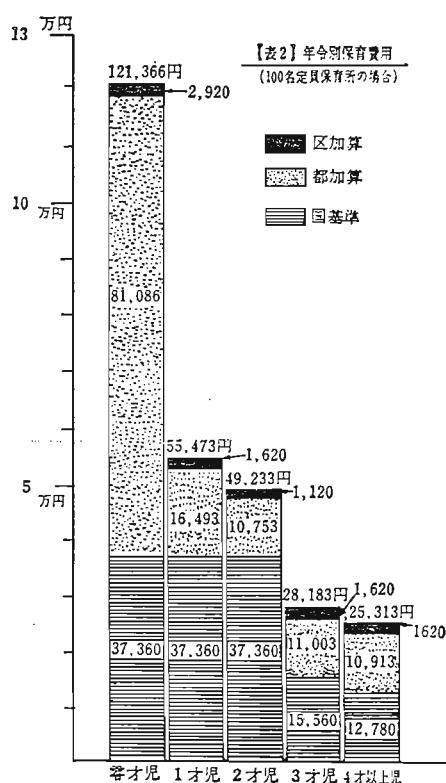
例えば、表2の調査結果一人を保育するにだ、一ヶ月――、三十六六円かかるのに、国や都、三七・三六〇円といい基準でおおきや810を負担するだけです。

当然その不足分は、都・区で埋めることになりますが、そのために入れてある財源は、たとえば昭和四十九年度では、約八億円にもなっています。

★求められる負担の適正化

保育園については、このほかにも、建設費用の超過負担など、大きな問題があつて、さらに都・区の財政を圧迫しております。

しかし一方では、保育園の増設や保育内容の改善など、緊急な多くの課題が山積している状態であります。



一覧からの読み

したがって、保育のしいとに必要な経費は、今後ますます増大するものと考えられます。

一方、これを賄う財源について

は経済がすでにいわゆる低成長時代に入った今日、多くをのぞむことは無理で、したがって今後も引き続き、多大な租税を投入していくことは、きわめて困難であります。

このような状況の中で、保育事

業をさらに充実発展させていくた

めには、何よりも、国に対しても、

超過負担の解消など、国の負担が

これには、きわめて困難であります。

このようにして、現状では、

病気やけがをされたとき、安心し

て治療に専念できるようにするた

めの相互扶助の制度です。

しかし、実際は、年々増大する

医療費のため、都の支出金でこの

病気やけがをされたとき、安心し

て治療に専念できるようにするた

めの相互扶助の制度です。

運転者講習会のお知らせ

月 日(曜)	場 所
3月26日(金)	東京信用金庫本店ホール
#	池袋第三小学校
27日(土)	椎名町小学校
29日(月)	西東京小学校
#	要町小学校
30日(火)	朝日小学校
31日(水)	大塚台小学校
#	千早小学校
4月2日(金)	東京小学校
#	長崎小学校
3日(土)	雑司谷小学校

*時間は午後6時30分から8時まで。
*内容は講習と映画です。
*スリッパ・安全運転カードを持参してください。

△ドライバーの方へ
裏通りは、そこに住んでいる方たちの生活道路です。混雑を避けたり、近道をするために、裏通りを通り抜けるのはやめましょう。

☆歩行者、特に子どもとお年寄り並びに身体の不自由な方の交通事故防止

☆自動車利用者の交通事故防止
■運動の要点
○歩行者、特に子どもとお年寄り並びに身体の不自由な方の交通事故防止

○自転車利用者の交通事故防止
☆自動車利用の自衛とゆっくり走行の励行

○自転車利用者の交通事故防止
☆歩行者、特に子どもとお年寄り並びに身体の不自由な方の交通事故防止

○自転車利用者の交通事故防止
☆歩行者、特に子どもとお年寄り並びに身体の不自由な方の交通事故防止

今年も春の交通安全運動が、4月6日から15日までの10日間、全国的に展開されます。

交通事故は、年々減少の傾向にあります。子どもの交通事故は増える傾向にあります。例えば、都全域の子どもの死亡事故については、49年の87人から、50年は104人と17人増えています。

今回の運動は、このような痛ましい子どもの事故の防止を重点として進められます。一層充実した運動にするため、区民の皆さん積極的な協力をお願いします。

○運動の要点

○運動の要点

○運動の要点

表1 駐音

種 別	時間区分	音量基準
第1種区域	朝・夕	40分
	昼	45分
	夜	40分
第2種区域	朝・夕	45分
	昼	50分
	夜	45分
第3種区域	朝・夕	55分
	昼	60分
	夜	50分

第1種区域 第1種住居専用地域
第2種区域 第2種住居専用地域
第3種区域 近隣商業地域
準工業地域
準工業地帯

朝 前午6時から午前8時まで
午前8時から午後7時(8時)まで
午後7時(8時)から午後11時まで
夜 午後11時から翌午前6時まで
()内に第3種区域に限る

表2 工場(豊島区で比較的件数の多いものだけを掲げてあります)

1. 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場
2. 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を次に掲げるものを常時行う工場

(1) 製紙、織物、製袋
(2) 印刷または製本
(3) 木材の引削りまたはかんな削り
(4) 金風の打抜き、型取り、または切断、機械式を使用するものを除く)

3. 次に掲げる物品の製造、加工または作業を常時行う工場

(1) 電気またはガスを用いる金属の溶接または切断
(2) 漆料の吹付または溶剤を用いる漆料の加熱乾燥
(3) 金属の酸洗い、腐食、メッキまたは被膜加工
(4) 写真の現像

表3 指定作業場(豊島区で比較的件数の多いものだけを掲げてあります)

1. 自動車駐車場(自動車等の収容能力が20台以上のもの)
2. ガソリンスタンド及び液化石油ガスタンク

3. 洗たく施設を有する事業場

4. めん類製造場
5. ポイラー(伝熱面積が5平方メートル以上のもの)または焼却炉(火格子面積が0.5平方メートル以上のもの)を有する事業場

◆工場に対する規制は
この条例は、主なる公害発生源と新設したり変更するときはあらかじめ区長に認可申請書を提出し、ばい煙や粉じん、あるいは騒音、

新設したり変更するときはあらかじめ区長に認可申請書を提出し、

新設

